平成２２年（フ）第１２５号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2361番地
債務者　中山美則こと　井上　美則
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６６号
栃木県宇都宮市竹林町626番地
債務者　神山　有美（旧姓天女目）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７１号
栃木県宇都宮市平松本町416番地20、前住所栃木県宇都宮市簗瀬４丁目15番６号
債務者　毛塚　勝博
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５５８号
横浜市戸塚区舞岡町438番地１　ひかりハイツ202号
債務者　近藤　君子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０３８号
岡山市中区国府市場93番地７　コーポラス水内201
債務者　中　由美子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０号
岡山市北区幸町６番33号　幸町旭ビル701、前住所福岡市中央区大名２丁目９番629号
債務者　岡﨑　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５４２号
東京都東村山市萩山町１丁目21番地１萩山町１丁目第２アパート１―402
債務者　小澤早百合
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４４３号
横浜市泉区中田東２丁目１番11号
債務者　小糸　　光
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６１号
栃木県日光市木和田島3084番地８、前住所栃木県那須塩原市上大貫2280番地16
債務者　小野寺清吾
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１５号
岡山市北区厚生町２丁目６番23号　ジュネス厚生町107号室
債務者　江草　由紀
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１７号
岡山県玉野市広岡54番地
債務者　片山みどり
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９号
熊本県葦北郡芦北町大字花岡1849番地４
債務者　青木　信也
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第３１号
熊本県八代市植柳上町882番地１
債務者　山田千代子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１５７号
栃木県宇都宮市清原台５丁目38番41号
債務者　笹井礼子こと　イトウ　レイコ　エスメラルダ
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２９０号
東京都町田市高ケ坂1361番地８
債務者　工藤しのぶ
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３００号
東京都町田市鶴間566番地15サウスヒルズマチダ103
債務者　渡邉　良美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部